

在職中でも退職共済年金のご請求を

— 60歳に到達される皆さんへ —

在職中であっても次の①～③のすべての要件に該当すると退職共済年金の受給権が発生することとなり、年金の請求決定を行う必要があります。

受給権発生（①～③すべてに該当）

- ① 1年以上の組合員期間がある ② 組合員期間等^(※1)が25年以上ある ③ 60歳に到達した^(※1)組合員期間等…公務員・厚生年金保険・国民年金・私立学校教職員の期間等を合算した期間です。

なお、退職共済年金は在職中の場合、支給停止^(※2)となりますが、この請求により60歳到達時点までの年金額が確定されるため、退職後の生活設計の参考にしていただけます。

そこで次のとおり退職共済年金の請求等についてご案内いたします。

^(※2)給料や期末手当等の額に応じて一部支給されることがあります。

請求手続き

60歳到達日以降、所定の請求様式に必要書類を添付していただき、所属所を通じて請求を行ってください。

* 詳細につきましては、共済事務担当課にお問い合わせください。



年金証書等の交付

全国市町村職員共済組合連合会での年金の決定後、年金証書は所属所を通じて請求者の方々に交付いたします。

障害共済年金の 加給年金額対象者の範囲が拡大されます

障害等級が1級または2級の障害共済年金の受給権者について、加給年金額の加算の対象となる範囲が平成23年4月以降拡大されることになりました。

現行法

年金の受給権が発生したときに生計を維持する^(※3)65歳未満の配偶者を有していなければ、その後結婚して配偶者を有することとなっても加給年金は加算されません。



改正法

平成23年4月～

年金の受給権が発生した後も、結婚し生計を維持する65歳未満の配偶者を有したときには、加給年金額が加算されます。

^(※3) 生計を維持するとは、生計を共にしていた者のうち恒常的な収入額が将来にわたって年額850万円未満と認められる者となります。

(注) 加給年金額対象者と認定されても、配偶者自身の組合員期間（被保険者期間）が20年以上または20年以上とみなされる退職の年金または障害の年金を受け取れる場合は、加給年金額は停止となります。